

# 政策各論

～ 救世国民同盟 2007 年マニフェスト

救世国民同盟代表

久保田英文著

Copyright © Hidefumi Kubota 2007

All Rights Reserved

# 第 1 章 「新公的年金制度」

## 相互扶助確定拠出年金制度

社会保険庁の解体と非公務員化は行わず、出直しのチャンスを与えます。

### 概要

将来、新経済システムを通じた価値資本による最低線保障もなされることなので、国民各個人の責任で積み立てをし、総積立金額に応じて年金を受け取るようにします。

- ・ 個人の積み立て拠出に対して国が公的補助を行います。金額は掛け金の 1.5 倍を補助します。
- ・ 拠出しないときは掛け金最低額の半分を補助します。
- ・ 国民各人の年金積み立て総額は国民各人のものとして確定し、それを国が預かって管理し、国民各人の指示に従い運用します。
- ・ 国は定期的に、国民各人の総積立金額と将来の毎月の年金支払予定額を通知します。
- ・ 複数の運営会社に運用を委託します。国と運営会社による掛け金の元本保証を行います。国民は運営会社と運営会社の提案する運用方法を選択できるものとします。
- ・ 一人一人の年金受給額が積み立て金額の多寡により異なることとなります。

### 国民各人の年金積立

- ・ 積み立て開始可能時期は 20 歳とします。
- ・ 国民各人の積立金額は最低額が毎月 1 万円。最高額は毎月 4 万円とします。その範囲内で毎月、好きな金額を積み立てられるものとします。
- ・ 積み立てた月だけ、掛け金の 1.5 倍の公的補助金がつきます。積み立てない月は、最低金額の半分、すなわち 5 千円を国が積み立てます。
- ・ 積み立てなかった場合、その月に積み立てることのできた分を 10 年内に限り、後で積み立てることもできます。但し、その場合、積み立てに付く公的補助金は一月につき、7 千円の定額とします。

### 会社従業員に対する特例

会社の社会貢献の観点から設けます。

### 大規模株式会社

- ・ 従業員が支払う掛け金に対して、事業主はその 1~1.5 倍の金額を掛け金として従業員のために補助するものとします。
- ・ 従業員が支払う掛け金に対して国はその 0.5 倍の金額を掛け金として公的補助します。

## 中小株式会社

- ・ 従業員が支払う掛け金に対して、事業主はその 0.5 ~ 1 倍の金額を掛け金として従業員のために支払うものとします。
- ・ 従業員が支払う掛け金に対して国はその 1.0 倍の金額を掛け金として公的補助します。

## 会社従業員の妻

- ・ 会社従業員の妻が自分の仕事の収入により夫と同額だけ年金を積み立てられない場合は、会社従業員は自分の収入で自分と同額になるまで妻の分も積み立てなければなりません。
- ・ 会社は妻の分に対しても会社従業員と同じだけ掛け金を補助しなければなりません。
- ・ ある月の会社従業員の積立金額と妻の積立金額が次の月に国の事務所で照合され、妻の金額が不足する場合は、その金額が次々月に会社に通知され、妻の不足金額がその月の会社従業員の給料から天引きされると共に、会社が妻の不足分に対して積み立て補助を強制される制度を作ります。

## 年金支給制度

### 年金支給額

- ・ 年金支給開始時期を満 65 歳とします。
- ・ 65 歳時までの全積立金額を 65 歳から「平均寿命+アルファ（年金制度を成り立たせるための調整数字）歳」までの総月数で割ったものが毎月の支給額として決定されます。
- ・ 平均寿命は男女別ではなく、全国民の平均寿命を用います。各人が生きる時間は同じ重みを持つからです。

「平均寿命+アルファ歳」前の早期死亡の場合の不要になった掛け金は相互扶助の観点から「平均寿命+アルファ歳」以上生きる人への年金支払いに当てるための支払基金に組み入れられます。

「平均寿命+アルファ歳」以上の人の支払いに当てるための支払基金と年金生活をしている者の総積立金は、国が、年金積み立てを行っている国民の指定する運用方法に従って比例配分して運用します。

### 年金受け取り学のモデル計算

「平均寿命+アルファ歳」を 85 歳として一人の人が毎月 2 万円の掛け金を支払った場合の簡易計算を示します。

20 歳 ~ 65 歳支払い 45 年

65 歳 ~ 85 歳受け取り 20 年

### 総積立金額

$2 \text{ (万円)} \times 2.5 \text{ (倍)} \times 12 \text{ (月)} \times 45 \text{ (年)} = 2700 \text{ (万円)}$

### 毎月の受け取り金額

$2700 \text{ (万円)} \div 20 \text{ (年)} \div 12 \text{ (月)} = 11.25 \text{ (万円)}$

## 移行措置

既に年金生活に入っている者との整合性を考えます。既に年金生活に入っている者の年金を制度改革により減額することはありません。

従来年金制度による総積立金額を年金加入者の各個人に公平に分割します。

### 分割方法

- ・ 厚生年金、国民年金、共済年金などの従来年金制度毎に分割します。
- ・ まず、既に年金生活に入っている者の年金支払分を新年金制度で必要なだけプールします。
- ・ 残りを個人の年金積み立て総金額に比例して年金積み立て者個人に分割します。
- ・ 厚生年金では、格差が大きくなるようにした上で、会社による積み立ての大小をある程度分割に反映します。

### 分割時の調整

- ・ 以上の分割により、国民各個人の配分額が国民の要求に満たない場合は、分割時に国庫から補助を行って合理的な金額が将来受け取れるようにします。
- ・ 以上の分割により、国民各個人に分割された金額が制度間で著しく異なる場合は、合理的な調整を行って著しい不平等を解消します。

### 注意事項

数字は仮のものであり、制度を全般的詳細に再検討して全体的に整合的な数字に改めるべきものとします。制度の詳細も、制度を全般的詳細に再検討して全体的に整合的なものにするものとします。

以上を可能なように、国は制度と組織を整備し、移行措置を行ってから、新制度に移行するものとします。

## 第 2 章 「福祉各論」

### 国民健康保険滞納世帯に対する公的ローン制度を導入します。

病院等の窓口で即座に公的資金を融資し、それを医療費に当て、後に返済します。元本を優先して元本だけ返済することを認めます。利息は元本の額と借りている年月に比例します。利息に対する利息（複利）はつきません。毎月、最低 2000 円を返済していれば、督促や取立てを行いません。取立ては、民間のローン会社に依頼します。

### 医療研修生の研修中の俸給保障と指導医への手当てを導入します。

研修医には毎月、20 万円以上の給料を法により保証します。大学病院で行う研修における研修医の 20 万円の月給と指導医の手当ては国庫が補助します。

### 介護福祉専門職の資格勤務手当てを導入します。

低額に抑えられる介護報酬に頼らざるをえない介護専門職の生活を補助することにより、介護専門職の暮らし向きを楽にして家庭を維持しやすくすると共に、やりがいを持たせ、介護専門職に適した人員を確保するための措置です。

### 医療保護制度を導入します。

生活を維持できるがかりうじてなため公的医療保険の保険料を支払えない人を対象に国民健康保険の保険料を免除する制度を作ります。

### 中国残留孤児の年金を上積みします。

日本での生活は基本的に自助・自活を原則とします。最低限の生活は保障しますが、普通の良い暮らしを保障するものではありません。普通の良い暮らしや、それ以上の暮らしを手に入れるのは、国民の側の努力に委ねられています。中国残留孤児の皆さんが苦勞してきたことを認めますが、日本に住み続けている国民も努力や苦勞を重ねて今の生活を築いたのです。しかし、中国残留孤児の皆さんが、日本での生活のスタートにおいて、ハンディを負っていたことは確かです。しかも、年金の関係においても、日本で長く働くことができなかつたというハンディがありました。スタートの条件が一般的類型的に劣っていたことを考慮すれば、今の時点において一定の配慮を考えるべきです。

そのため、次の対策を実行します。中国で働いていた年数を日本で働いて年金保険料を納めていた年数と見なします。失業中や主婦として働いていた場合も国民年金の保険料を払っていたものと見なします。但し、一定の係数を用いると共に、現在受けている年金と合計して、一人 25 万円を上回らない額とします。

しかし、中国残留は、原爆の被爆や水俣病のようなカテゴリーではないので、医療や介護については一般の国民と同じ扱いとなります。

**以前の老齢加算金を復活させます。**

老齢者は、体が弱い上に収入を稼ぐ方法が非常に少なく、特別の配慮が必要と考えます。

**フランスの制度を参考にして全国的な「保育ママ」制度を導入します。**

- ・ 日本で行われている保育ママの家で乳幼児を預かるタイプの他に、保育ママが乳幼児の家に出張するタイプも設けます。
- ・ 原則として六歳までの児童を保育します。
- ・ 三歳までの乳幼児を担当する資格を持つには、保育師などの公的資格を持つか、保育所や保育ママに預けずに三歳まで育児を行った経験を有する者に限るものとします。
- ・ 経験を積んだ保育ママに保育指導相談員の資格をもたせ、経験の乏しい親の相談に応じさせます。

## 第3章「教育改革各論」

高校の受験に関係ない教科の教科書を自由化すると共に、単位取得に必要な授業時間を減らします。高校必修科目の単位取得もれ問題に鑑みてのことです。

- ・ 受験及び就職試験に必要な科目を履修する場合、教育内容を自由化します(自由授業)。
- ・ 自由授業を行う場合、単位取得に必要な時間は、通常の授業の二分の一の時間とします。
- ・ 授業態度と締めくくりのテストで、優・良・可・不可の成績評価(全員、可以上にしてもよい)を行い、不可の生徒は、ペナルティーとして、延長授業を受けるようにします。

条件。

- ・ クラス全員が受験及び就職に必要なこと。
- ・ クラスが自由授業に同意した生徒だけで構成されること。

内容

教科書は、検定教科書を用いる必要を無くします。その科目の指導に適する本から自由に選択できます。授業内容は、その科目について、生徒が面白く感じて興味を持ち、その分野をもっと深く学んでみたいと思うような授業を行うものとします。

対象科目

国語、地理歴史、公民や、理科のうち生物・化学が考えられます。

いじめ対策として、小学校および中学校において、「クラスの掟」運動を推進します。  
会津藩が藩士の教育に用いた「什の掟」を参考にしたものです。

#### 朝唱和

- 一、先生の言うことは聞かねばなりません。
  - 一、校長先生、教頭先生にはお辞儀をしなければなりません。
  - 一、卑怯な振る舞いをしてはなりません。
  - 一、弱いものをいじめてはなりません。
  - 一、弱いものを仲間外れにしてはなりません。
  - 一、クラスメートをいじめてはなりません。
  - 一、クラスメートを仲間外れにしてはなりません。
  - 一、授業中にものを食べてはなりません。
  - 一、授業中に友達と話をしてはなりません。
  - 一、嘘を言ってはなりません。
- ならぬことはならぬものです。  
正しきことは行うべきものです。

#### 下校時確認

- 一、先生の言うことは聞きましたか。 返事 はい。
- 二、校長先生、教頭先生に会った人はお辞儀をしましたか。 返事 はい。
- 三、卑怯な振る舞いをしましたか。 返事 いいえ。
- 四、弱いものをいじめましたか。 返事 いいえ。
- 五、弱いものを仲間外れにしましたか。 返事 いいえ。
- 六、クラスメートをいじめましたか。 返事 いいえ。
- 七、クラスメートを仲間外れにしましたか。 返事 いいえ。
- 八、授業中にものを食べましたか。 返事 いいえ。
- 九、授業中に友達と話をしましたか。 返事 いいえ。
- 十、嘘を言いましたか。 返事 いいえ。

#### 先生

- ・「嘘や卑怯な振る舞いをした人は恥じてください。」と言います。
- ・一、二、八、九について、報告します。
- ・罰を与えるべき人を指摘します。

#### 生徒間

- ・いじめ、仲間外れなどの問題があったかどうか、クラスで討議します。
- ・罰を与えるべき人をクラスで決めます。
- ・罰の種類と日数をクラスで決めます。

終わりに、問題があった項目と「ならぬことはならぬものです。正しいことは行うべきものです。」を唱和します。

#### 罰の種類（例）

- ・しっぺ。
- ・給食を運ぶだけ行う当番。
- ・休み時間に校庭を走る。
- ・無視。（親を伴い詫言を入れなければ解除しない）

#### 注意事項

- ・学年やクラスの状況に応じて変形して適用します。特に、「クラスの掟」運動を適用すべき学年か否か、その学年にどのように変形して適用すべきかを検討してください。
- ・クラス独自の掟を追加することもできるものとします。
- ・罰の種類も変えられるものとします。